

【農地法第5条に関する農地転用の届出提出書類】

受付期間：随時(土・日・祝日を除く開庁時間内)

- 届出受理後、概ね1時間後に受理通知書を交付（ただし、午前11時30分から午後1時に受付された場合は午後2時以降に交付。また、午後4時以降に受付された場合は翌開庁日の交付になります。

ただし、込み具合などにより、1時間以上お時間をいただく場合もあります。

- 証明書類は届出前3か月以内のものに限る。

- 書類は1部（原本）提出すること。

番号	提出書類	備 考
1	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書	①届出者の住所・氏名・土地の表示は原則として <u>登記簿</u> に記載されているとおりの字体を使用。 ②届出者の住所が登記簿と異なる場合は、現在の所在地の住所を記入し、 <u>住民票、戸籍の附票、法人登記事項証明書等</u> で住所のつながりが分かるものを添付。 ③一筆の一部を転用する場合、面積は地積測量図の面積を小数点第2位まで記入。(例) 123 m ² の内 45.67 m ²
2	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る) 又は 登記情報提供サービスによる <u>照会番号付き</u> 不動産登記情報	①照会番号付き不動産登記情報は下記の条件を満たしたもの。 ・照会番号(10桁)が記載されていること。 ・発行年月日が記載されていること。 ・発行日から100日以内であること。 ・行政機関等で照会番号を利用していないこと。 ・提出日時点で照会可能なこと。
3	周辺土地利用状況図	①住宅地図の写し等。 ②申請地がわかるよう <u>赤線</u> で囲む。
4	地積測量図	①一筆の一部を転用する場合に <u>2部</u> 添付。
5	委任状	①代理人に申請手続きを委任している場合に添付 (<u>要押印</u>)。
6	同意書	①共有名義の土地で譲渡人以外に共有者がいる場合は譲渡人以外の共有者からの農地転用に関する同意書 (<u>要押印</u>) を添付。
7	仮換地指定証明及び 仮換地図	①土地区画整理事業施行区域内の場合添付。

- ・提出書類は原本を提出すること。(届出時に原本が確認できればコピーを添付でも可)
 - ・記入はすべて消えないボールペンで記入すること。
 - ・相続登記が終わっていない場合(原則として相続登記後に申請)の追加添付書類
 - ① 遺産分割協議書又は相続人全員からの同意書
 - ② 相続関係説明図※
 - ③ 被相続人の除(戸)籍謄本(被相続人の出生から死亡までの連続したもの)※
 - ④ 全ての法定相続人の戸籍謄本(被相続人の死亡日以降に発行されたもので、法定相続人であることが確認できるもの)※
- ※法務局発行の法定相続情報一覧図がある場合、②③④は不要